

地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 2/7]

・地方交付税の別枠加算

リーマン・ショック以前の地方税収の水準であるという数的根拠

地方団体間での税収の回復度合いに対する見解

別枠加算の廃止に対する見解

○吉川沙織君

それでは、法律案それぞれの具体的な問題点、論点に入りたいと思います。

ここ数年、地方財政対策を講じていく上で、地方交付税の別枠加算と地方財政計画の歳出特別枠の継続の是非とが総務省と財務省との間で

論争の種となっています。そのうち、まずは地方交付税の別枠加算について伺います。

地方交付税の別枠加算は、リーマン・ショックに端を発した経済の悪化が地方財政にも大きな影響を与えたという状況の下、平成21年度地方財政対策で国的一般会計から地方交付税に1兆円加算されたことになります。この別枠加算は、財務



省からリーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードの切替えを行うべきであるとして常に廃止が唱えられてまいりましたが、金額はだんだん減ってきたけど継続していました。それが平成28年度には廃止となっています。

総務省は地方税収の動向を踏まえてこの別枠加算を廃止したと説明されていますが、そこで、まず、リーマン・ショック以前の地方税収の水準に戻ったということを具体的な数字でお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。

平成28年度の地方譲与税を含む地方税収は、41.9兆円を見込んでおります。平成19年度に比べまして0.9兆円増えているわけでございますが、この中には、御案内のとおり、地方消費税の税率が引上げに伴う2.3兆円の増がございます。

ただ、個別に見ていきますと、個人住民税が 0.2 兆円増の 12.5 兆円となっておりまして、リーマン・ショック以前の平成 19 年度の水準を超えていること、それから法人関係税でございますけれども、9.0 兆円と、0.8 兆円減はあるんですが、このうち 0.6 兆円は平成 26 年度改正によります地方法人税の創設に伴うものということでございますので、そうした状況を見ますと、ほぼリーマン・ショック以前の状況にたどり着いているのではないか、たどり着きつつあるのではないかと考えているところでございます。



○吉川沙織君

2 年前、平成 26 年 3 月 18 日の当委員会の質疑で私、このことを取り上げて、当時の大臣からは、「この地方の税収が水準まで戻るならば、この別枠加算は必要なくなつて結構あります。」と答弁されています。今、局長からは、ほぼ戻ったと。これ、戻ったということでおよろしいんですね。

○政府参考人(青木信之君)

リーマン・ショック以前の状況にほとんど近づいている状況だということだというふうに理解しております。

○吉川沙織君

ほとんど近づいている、まあ苦しい答弁ですが、もう時間の関係もありますので、地方財政全体の観点から、じゃ、次問います。



地方財政全体としては確かに増加傾向にあって、リーマン・ショック以前の水準にまで戻ったと見ることができるかもしれません。しかし、これは全体であって、個別ではないという見方もできます。景気の動向では、やはり地域間で跛行性が生じていて、これを反映して地方税収の動向にも地域間でばらつきが生じています。しかも、地域間では税源の偏在性もあります。

したがって、地方財政全体で見たときには確かに地方税収は増加しているかもしれません。ただ、個別の地方団体の状況を見ていくと、税収が大幅に回復している団体がある一方、依然として税収の低迷が続いて、税収が回復しているとの実感が程遠いと感じている団体も少なくないのではないかと思います。

地方団体間での税収の回復度合いのばらつきについての総務省の見解を伺います。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。

各都道府県の平成28年度の当初予算におきましては、平成24年度の当初予算と比べて全ての都道府県で税収が増加しております。特に法人関係税については全ての都道府県で二桁の増を見込んでいるというところでございます。

三大都市圏の都府県とその他の地域の道県の間で同じ期間の増収割合を比較いたしますと、税収全体で見ますと、三大都市圏では27.2%、その他の地域では23.2%、法人関係税に限って見ますと、三大都市圏では41.3%、その他の地域では38.2%となっておりまして、地方においてもかなりの税収増の動向が見られるということだというふうに理解をしております。

○吉川沙織君

それぞれ27.2と23.2、41.3と38.2、多少やっぱり三大都市圏とそれ以外の道県ではばらつきといいますか、差があるのは否定できない事実だと思いますが、このばらつきについて何も見解はないですか。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。

景気の動向との関係で、法人関係税が一番影響を受けやすいわけですが、その法人関係税でも三大都市圏とその他の地域での差が3ポイント程度ということでございますので、かなりその他の、三大都市圏以外の地域でも税収が伸びてきていると、そういう状況なのではないかとうふうに考えております。

ただ、個々個別の自治体の状況、それは、立地している企業がいなくなってしまったとか、そういう状況もあるとは思うんですね。そういう意味で、更にミクロに見ていくと厳しいところもあるでしょうし、あるいは非常に税収が伸びたというところもあるうかと思います。

ただ、全体としては三大都市圏の外でもかなり伸びてきているというのが全体の傾向ではないかというふうに考えております。



○吉川沙織君

三大都市圏はもちろん伸びた、それ以外の道県でも伸びたという御答弁の後、もう一回お伺いしましたところ、ミクロで見るとやはり厳しいところは残っている、だが全体として伸びたというお話をございました。

ですので、そのミクロでいうとばらつきがあってまだ伸びていないところ、こういった財政状況のよろしくない地方団体にも目配りをして配慮をするのが地方交付税であり総務省の役割ではないか、こう思っています。

その意味で、別枠加算の廃止は適当な判断だったんでしょうか。総務省に伺います。

○政府参考人(安田充君)



お答えいたします。

平成 21 年度に創設されました別枠加算でございますが、リーマン・ショック後の景気低迷によりまして税収が大きく減少したことによりまして、地方の財源不足が拡大し、その状態が続いているということ等から継続されてきたわけでございます。

これにつきましては、骨太方針二〇一五におきまして、リーマン・ショック後の歳入歳出

面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくということが盛り込まれたわけでございます。この骨太二〇一五を踏まえまして、平成 28 年度の地方財政対策におきましては、アベノミクスの成果によりまして、地方税収が大幅に増収となって、地方税収が先ほど御答弁申し上げたとおり回復してきたことや、交付税総額につきましても前年度とほぼ同水準、16.7 兆円を確保できたということもあります、この別枠加算については廃止するということにしたところでございます。

○吉川沙織君

今総務省に見解を伺いました。

次に、財務省に伺います。財務省としては、毎年毎年の建議にも書かれていますとおり、近年の懸案だった別枠加算をようやく解消したという立場に立たれるのかもしれません、財務省も出先機関をお持ちです。出先機関である財務局を通じて地域経済の状況、いいところもあれば悪いところもある、これ十分に把握なさっているはずで、厳しい状況にある地方団体が多くあるということは百も承知だと思います。

その上で、この別枠加算の廃止をどのように捉えていらっしゃるのか、個別の地方団体に全く影響がないと見ているのか、財務省の見解を伺います。

○政府参考人(茶谷栄治君)

お答え申し上げます。今総務省から答弁がありましたように、平成 28 年度地財計画におきましては、骨太二〇一五を踏まえまして、危機対応モードから平時モードに切替えを進めていくという観点から、地方税収等

の増加を踏まえつつ、地方交付税の別枠加算を廃止したところでございますが、一方で、地方一般財源の総額につきましては、前年度と実質的に同水準となる 61.7 兆円を確保したところでございまして、地方の安定的な財政運営に必要な財源は確保されているというように認識しておるところでございます。

○吉川沙織君

平成 25 年度予算編成に向けた考え方、これ財政審が出しているものですが、「全額国負担の別枠加算という不透明な手法で地方交付税が 1 兆数 1,000 億円の規模でかさ上げされており、極めて問題が大きい。」、こういうのを 25 年も 26 年も、そして去年も、で、今年はついに、財務省の側からすれば懸案事項だったものが廃止をできて、でも、トータルとして確保されているからそれでいい。

私、伺ったのは、個別で見るとやっぱり目配りをしなきゃいけないところもあると思うんですが、それで財務省はいいということですね。



○政府参考人(茶谷栄治君)

そこは、地方交付税はまさに地域間の格差等も踏まえつつ配分されるものですから、総枠が全体にしっかりと確保されている中でまさに配分においてしっかりと調整されるものと考えております。

○吉川沙織君

続きはこの質問の後でやっていきたいと思います。

続きの議事録(3/7)は、[こちら](#)です。